



発行 東京都

目次

訓令

○東京都支庁長専決規程の一部改正……………（総務局行政部振興企画課）…

告示

○包括外部監査契約の締結……………（総務局行政改革推進部行政改革課）…

○都税に係る徴収金の収納委託……………（主税局総務部総務課）…

○東京都障害者スポーツセンター条例による使用料の徴収委託……………（オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課）…

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…

○医療法に基づく医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することのできる事項として知事の定める事項……………（福祉保健局医療政策部医療安全課）…

○介護保険法の規定に基づき知事が指定する研修の指定……………（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）…

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…

○東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程……………

○東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程……………

○窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……………（総務局行政改革推進部行政改革課）…

規程（下水）

○東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程……………

○東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程……………

公告

○窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……………（総務局行政改革推進部行政改革課）…

訓令

○平成三十一年度調理師試験の実施……………（福祉保健局健康安全部健康安全課）…
●東京都訓令第四十三号
東京都支庁長専決規程（昭和四十四年東京都訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

庁 中 一 般
支 庁 一 般

第一条第一項第三十四号の次に次の一号を加える。
三十四の二 森林産業の育成事業に対する補助金の交付決定等に関する事
附 則
この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

告示

●東京都告示第四百八十四号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十七第二項の規定に基づき包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第二百五十二条の三十六第六項の規定により告示する。
平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 契約の相手方

(一) 住所 埼玉県さいたま市浦和区元町三丁目二十番一号

(二) 氏名 久保 直生

二 契約の期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用及び執務費用等の額の合算とする。

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とし、必要があるとき一部前金払とする。

●東京都告示第四百八十五号

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)に基づく都税に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社パソナ

(二) 所在地 千代田区大手町二丁目六番二号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託の内容

取納の事務を
行う事務所

取り扱う事務

東京都板橋都税事務所

都税に係る徴収金の収
納事務

●東京都告示第四百八十六号

東京都障害者スポーツセンター条例(昭和五十九年東京都条例第二十四号)第九条第一項ただし書に規定する宿泊

室の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

(二) 所在地 新宿区神楽河岸一番一号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第四百八十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十一年四月一日

東京都多摩建築指導事務所長

平成三十一年四月一日

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

清瀬市中里四丁目千百八十四番一、平成三十一年三月

同番二、同番四、千百八十七番一、月十三日

同番二、千二百番、同番二、同番三、

千二百八番、同番二及び千三百二十

八番一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花

小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第四百八十八号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に關して広告することができる事項(平成十九年厚生労働省告示第八八号)第四条第十九号の規定による医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に關して広告することができる事項として知事の定める事項を次のように定める。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

東京都アレルギー疾患医療提供体制整備等実施要綱(平成三十年十一月五日付三十福保健環千二十七号)第三の

一に規定する東京都アレルギー疾患医療拠点病院及び第三の二に規定する東京都アレルギー疾患医療専門病院である旨

●東京都告示第四百八十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第六十九条の八第二項ただし書の規定に基づき介護支援専門員更新研修に相当するものとして知事が指定する研修を指定したので、次のとおり告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

一 東京都介護支援専門員現任研修事業実施要綱(平成十二年九月十九日付十二福地人第七百七十号。以下「要綱」という。)に基づいて実施される介護支援専門員専門研修課程Iを満たす研修として次に掲げるもの

(一) 研修実施機関

公益財団法人東京都福祉保健財団

(二) 所在地

東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

(三) 研修の名称

東京都介護支援専門員現任研修(専門研修課程Ⅰ)

二 要綱に基づいて実施される介護支援専門員専門研修課程Ⅱを満たす研修として次に掲げるもの

(一) 研修実施機関

公益財団法人総合健康推進財団

(二) 所在地

東京都千代田区内神田二丁目七番六号

(三) 研修の名称

東京都介護支援専門員現任研修(専門研修課程Ⅱ)

●東京都告示第四百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年四月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小池百合子




一 路線名 王子千住夢の島

二 変更の区間 荒川区西尾久五丁目千九十五番三地先から同所千八百八十四番二地先まで

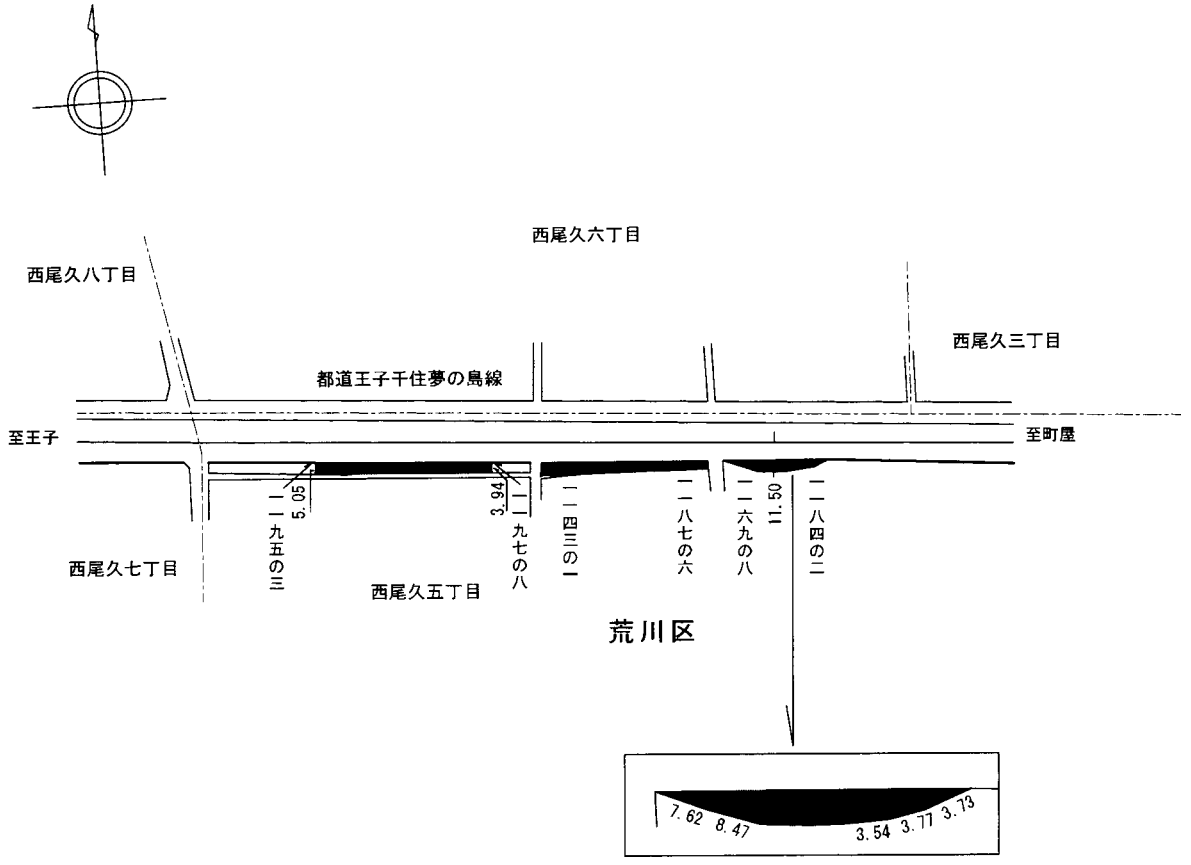
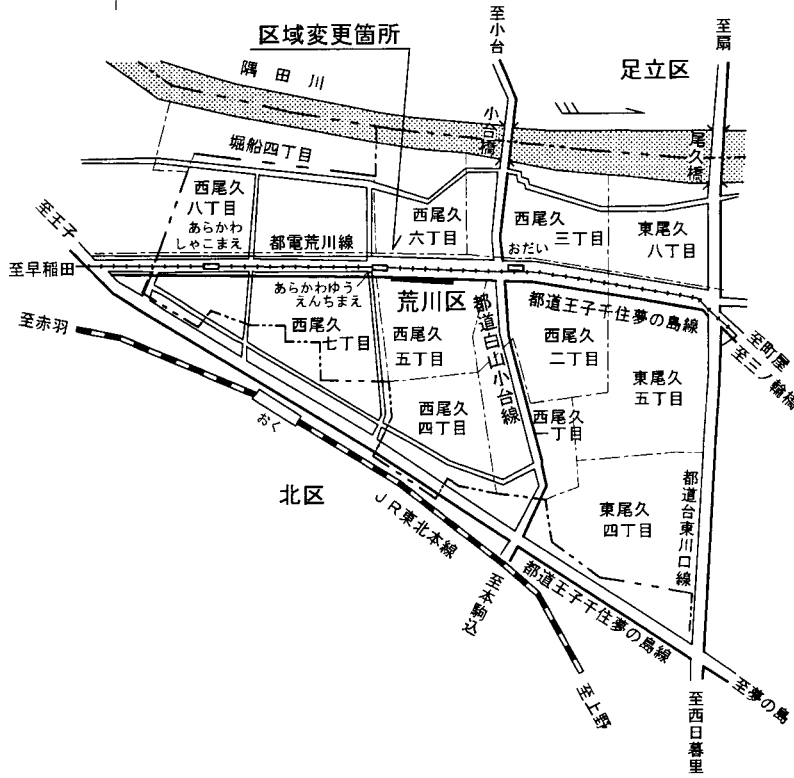
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道王子千住夢の島線区域変更略図
荒川区西尾久五丁目地内

 編入区域
 特別区道
 都道

延長 一八三・〇五メートル
 面積 六三三・八七平方メートル



規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第十七号

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年四月一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局契約事務規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の二」を「第四十四条の三」に改める。

第十四条中「製造」の下に「その他について」を、「の契約」の下に「(以下「請負契約」という。)」を加える。

第十五条第一項及び第十六条中「工事又は製造の請負の」を「請負」に改める。

第十七条第一項中「工事または製造の請負の」を「請負」に改める。

第十八条第一項中「工事又は製造の請負の」を「請負」に、「当該工事又は製造」を「当該請負」に改める。

第三十八条第一号中「、製造」を「又は製造」に改める。

第四十四条の三第一項中「工事、製造、その他について」及び「(以下「請負契約」という。)」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

第五十条第一項中「工事又は製造」を「当該請負」に改める。

第五十六条第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五

号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 契約手続において使用する言語及び通貨に関する事項

別記第一号様式中「108分の100」を「分の100」に

改める。

別記第二号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第23条関係)

入札経過調書			契約番号		
件名	開札日時	開札場所	予定価格	開札金額	
				第1回入札金額	第2回入札金額
落札者名	項番	入札者名	第1回入札金額	第2回入札金額	第3回入札金額
落札金額					
記事 履行場所 工事概要					
契約期間					
契約年月日					
予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。 落札金額は、入札金額に足してある金額に100分の1に相当する金額を加算したものである(円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる(車載車面契約の場合約を除く。))。					

(日本工業規格A列4番)

別記第三号様式の二から別記第三号様式の四までの規定

中「100分の8」を「100分の1」に改める。

- 附 則
- 1 この規程は、公布の日から施行する。
 - 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局契約事務規程別記第三号様式の二から別記第三号様式の四までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第十八号

東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年四月一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「請負契約」を「請負の契約(以下「請負契約」という。）」に、「行方工事若しくは製造」を「行方当該請負」に改める。

第七条第二項中「工事若しくは製造その他についてのを削る。

第十一条中「第三条第二項」を「第三条」に改める。

第十五条第一項中「製造」の下に「その他について」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十八条第一項中「工事若しくは製造その他について

附則
この規程は、公布の日から施行する。

公 告

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱の

公告について

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱（平成六年九月三十日付公告）の一部を改正したので、次のとおり公告する。
平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

別表8都市整備局中218の項から375の項までを219の項から376の項までとし、217の項の次に次のように加える。

218	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく協定建築物の計画の認定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条の2第4項	市街地建築物部建築企画課、多摩建築指導事務所	35	区、支庁	3	1	
-----	--	------------------------------------	------------------------	----	------	---	---	--

平成三十一年度調理師試験の実施について

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、平成三十一年度東京都調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第三条の二第二項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験実施の期日及び時間

平成三十一年十月十二日（土曜日）

午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験実施の場所

東京大学駒場キャンパス（目黒区駒場三丁目八番一

号）

三 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

(一) 学歴

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

(二) 職歴

調理師法施行規則第四条に定める施設で、二年以上（原則週四日以上かつ一日六時間以上）調理業務に従事した者

四 受験申込手続

(一) 一般郵送受付

平成三十一年五月十三日（月曜日）から同年六月七日（金曜日）まで（当日消印有効）
中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 JACCビル

五階

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当宛

(二) 団体窓口受付（五名以上 要電話連絡）

平成三十一年五月十三日（月曜日）から同年六月七日（金曜日）までの平日の午前九時から午後五時まで
公益社団法人調理技術技能センター

五 合格発表

平成三十一年十一月二十九日（金曜日）

六 試験手数料

六千三百円

七 受験申請用紙の配布場所

(一) 平日（午前九時から午後五時まで）

公益社団法人調理技術技能センター、公益社団法人調理技術技能センター正会員団体、東京都福祉保健局健康安全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所（支所を含む。）並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場において配布する。

(二) 土曜日、日曜日及び祝日（午前九時三十分から午後

六時三十分まで)

東京観光情報センター都庁本部 (東京都庁第一本庁舎一階北側) において配布する。

八 問合せ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

電話 ○三(三六六七)一八一五

ホームページ <http://www.chouri-ggc.or.jp/>

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

